

みずほ中国 Business Express（第755号）

2026年7月25日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部

平素より多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

「みずほ中国 Business Express」では、中国の最新の政策動向をお届けいたします。

再編政策：『企業再編業務に係る所得税処理に関する徴収・管理上の問題に関する公告』

7月8日、国家税務総局は『企業再編業務に係る所得税処理に関する徴収・管理上の問題に関する公告』（以下「13号公告」という。）を公布した。同公告は、再編日が2026年1月1日以後である企業再編業務に適用される。企業合併、分割については、特殊性税務処理の基本原則を堅持した上で、「税務処理の一致性」等の要件が最適化された。

近年、企業の合併・分割による再編業務は徐々に増加している。従前の関連規定によれば、同一の再編業務の各当事者は、税務処理の一致性の原則を採用し、すなわち機械的に一般性税務処理または特殊性税務処理を行うこととされていた。

【図表 1】企業再編の2つの税務処理方式

処理方式	主な特徴
一般性税務処理	➤ 譲渡資産は公正価値により所得を確定し、取得資産および負債は公正価値により税務基準額を確定する
特殊性税務処理	➤ 当期においては譲渡資産に係る所得を確定せず、繰延納税を適用する。取得資産および負債は従前の税務基準額を継続する

（公開情報、みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部整理作成）

しかし、実務上、特殊性税務処理のハードルは高く、とりわけ一部企業では株主数が多く、また種類も多様であるため、他の要件を満たしていても、すべての株主が合意するという条件を満たすことが難しい。その結果、再編業務が相応の税制優遇措置を受けられないという状況が生じていた。こうした背景の下、企業による事業の統合および発展・拡大を促進するため、広く意見・提案を聴取した上で、国家税務総局は13号公告を制定し、特殊性税務処理の適用範囲を拡大するとともに、企業の負担を軽減した。

【図表 2】13号公告の主な規定

主な規定	概要
同一業務における異なる税務処理方式の適用	➤ 合意に達した居住企業株主が保有する持分および関連する資産・負債については、特殊性税務処理を適用できる ➤ その他の株主が保有する持分および関連する資産・負債については、一般性税務処理を適用しなければならない

異なる税務処理方式を適用する場合の一般性税務処理の簡易的計算方法	➤ 資産および負債について、従前の税務基準額に基づき税務基準額を確定し、対応する公正価値と従前の税務基準額との差額を個別の資産として扱い、再編日の属する年度から 10 年間にわたり均等に償却し、損金算入する ➤ この方法は、一度選択した後は変更できない
合意に達した居住企業株主の持株要件	➤ 合計持株比率が 50%を超えること ➤ 持株比率が 5%以上の株主及び、上位 10 位までの株主はいずれも、特殊性税務処理の適用について合意に達さなければならない ➤ 再編後 12 か月以内に取得した持分を譲渡してはならず、違反した場合には所定の調整を行わなければならない
株主の所得税処理	➤ 合併される（分割される）企業の株主が、自然人、パートナーシップ企業等である場合、個人所得税等に関する現行規定に従い、所得税処理を行わなければならない

（公開情報、みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部整理作成）

中国語原文は以下のリンクをご参照ください:

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5251155/content.html>

みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 担当者:単

Tel : 021-3855-8888 (Ext:1157)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所・税理士事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2026 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。